

福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市内に在住する外出困難な高齢者および障害者等の社会参加および在宅福祉増進に寄与するため、福祉車両を市民に貸し出すとともに外出援助を行うことを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 福祉車両の貸出は次の者を対象とする。

(1) 市内在住者で、車いす等を使用しなければ外出が困難な者または傷病等で外出が困難な者。ただし、生活保護受給者はこの限りではない。

(2) その他会長が認めた場合

(運転者)

第3条 運転者となる者は、21歳以上で、社会福祉法人草津市社会福祉協議会事業協力ボランティア登録要綱(令和3年4月1日施行)第2条第2号に定める運転ボランティア(以下「運転ボランティア」という。)および貸出対象者の家族または知人とする。

2 運転者となる者は、本協議会に運転免許証の写しを提出しなければならない。

(貸出日および時間)

第4条 原則として、本会勤務時間中の午前8時30分から午後5時までとする。

(運行対象地域)

第5条 貸出対象者の居住地等を起点とした通算走行距離が片道20km以下の範囲を対象とする。

(申請および許可)

第6条 車両の貸出を受けようとする者は、別紙1「福祉車両利用申請書」および別紙2「福祉車両の利用に伴う約束」を提出するものとする。

2 貸出申請があった場合は、これを審査調査し可否を決定のうえ許可の場合は別紙3の「福祉車両利用許可通知書」を貸出申請者へ交付する。

(運行日誌)

第7条 運転者は備え付けの運行日誌に必要事項を記入する。

(費用の負担)

第8条 福祉車両貸出費用については燃料費相当分として1回につき300円とする。

2 駐車場代、有料道路の通行料等にかかった実費については貸出申請者負担とする。

(事故報告)

第9条 貸出期間中に事故等が発生した場合、運転者は速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに本協議会に報告し、指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 福祉車両の貸出期間中における事故等にかかる本協議会の損害賠償は、当該車両が加入する自動車保険の範囲内とする。

(貸出の中止)

第11条 貸出当日、天候（台風・大雨・濃霧・積雪など）により運転するには危険と本協議会が判断した場合は中止する。

2 運転ボランティアが見つからなかった場合や貸出車両の整備点検等をする場合は中止とする。

(その他)

第12条 貸出する福祉車両および加入する自動車損害保険は別表のとおりとする。

2 この要綱に定めるほか必要な事項は、その都度会長が定める。

別表

福祉車両

No	車名	車番	定員他
1	ダイハツ タント	滋賀581 い 6751	4人
2	ダイハツ タント	滋賀581 い 6752	4人

自動車損害保険

種類	限度額
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
搭乗者補償	無制限
人身傷害	無制限
車両補償	時価額

付 則

この要綱は、平成 8年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月19日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月14日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年8月24日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。